

HP

新型コロナウイルスの感染を防ぐために

全国的に変異株のデルタ株（インド型）が広がりつつあり、市内でもデルタ株が多数を占めるようになっていますが、変異株であっても感染対策は従来と同じです。

引き続き、3密の回避・手洗い・消毒・咳エチケットなど基本的な感染症対策をお願いします。

- 流行地との不要不急の往来は控えてください。
- 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えてください。
- 飲食は少人数・短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話のときはマスクを着用してください。

お問合せ 保健予防課 ☎32-1547

HP

新型コロナワクチンの接種について

市では、新型コロナワクチン接種の対象となる満12歳以上の方へ接種券を送付しました。予約がお済みでない方は、下記により手続きを行ってください。

予約方法（ご予約の際は、接種券をお手元にご用意ください。）

- ▷ 電話 ☎83-6001 平日 午前9時～午後5時（予約受付相談専用ダイヤル）
- ▷ WEB <https://012025.covid19rsv.jp/user/login>（WEB予約サイト）

WEB予約



※ ワクチン接種は強制するものではありません。予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、ご本人（または保護者）が判断してください。

※ 接種前後にインフルエンザ等、他のワクチンを接種する場合、13日以上の間隔を空けて行ってください。

12歳～15歳のワクチン接種について

満12歳の方は、12歳に到達してから接種券を送付します。接種券が届きましたら、予約を行ってください。

16歳未満の方は保護者の同意および同伴が必要です。医療機関によって、中学生は同伴が必要ない旨の案内をしている医療機関もありますので、予約時にご確認ください。

お問合せ 函館市新型コロナワクチン接種相談センター ☎0120-966-216



HP

函館市事業者特別支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言等に基づき要請された、外出自粛や往来自粛により大きな影響を受けている事業者に対し、支援金を給付します。

主な対象要件 次の対象業種を市内で営む法人または個人事業者

飲食料品製造業、飲食料品卸売業、小売業（露天商以外の無店舗小売業は除く）、印刷・同関連業、道路旅客運送業（特定旅客運送業は除く）、物品賃貸業（自動車、スポーツ、娯楽、その他）、宿泊業（下宿業等は除く）、飲食サービス業（給食等は除く）、生活関連サービス業、娯楽業、療術業、教育・学習支援業（学習塾、教養・技能教授業等）、一般廃棄物処理業、ビル等建物の清掃業、イベント企画業

給付額 1事業者につき法人20万円、個人事業者10万円

申請期間 10月1日(金)～12月28日(火)（消印有効）

申請方法 郵送または電子申請（電子申請は10月下旬開始予定）

お問合せ 支援金コールセンター ☎87-6800 平日 午前9時半～午後5時半

詳しい内容は、市のHPに掲載または市役所、各支所で配布する募集要項でご確認ください。

HP

～国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者の方へ～ 傷病手当金の適用期間を延長します

傷病手当金の適用期間を、令和3年9月30日から令和3年12月31日までに延長します。

対象 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、連続した3日間を含む4日以上仕事を休み、給与の全部または一部を受けることができなかった方

適用期間 令和2年1月1日～令和3年12月31日

お問合せ ▷ 国民健康保険＝国保年金課資格担当 ☎21-3145

▷ 後期高齢者医療制度＝国保年金課高齢者医療担当 ☎21-3184